

## 障害福祉分野就職支援金手続の流れ

●申請～就職支援金交付・返還猶予決定

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
直近の離職日から、介護職員等として就労する日まで	栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターに「届出書（兼求職登録票）」及び「就職支援金貸付利用計画書（別記様式第 24 号）」を提出。	（福祉人材・研修センターでは、無料職業紹介事業を行っております。就職先の紹介・あっせんもしていますので、ご活用ください。）
就職後	<p>内定（決定）次第、栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ連絡の上、以下の書類を同センターへ提出。</p> <p>① <b>貸付申請書</b>（別記様式第 23 号） ※保証人・生計を一にする家族（所得のある者）の所得証明を添付すること。</p> <p>② 介護職員初任者研修以上の研修の修了証の写し</p> <p>③ 住民票（世帯全員分、マイナンバー不要）</p> <p>④ <b>業務従事証明書</b>（別記様式第 10 号）を 栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。</p> <p>※就業先に証明を受けること。</p>	
		<p><b>審査・貸付決定</b></p> <p>貸付決定通知書を送付</p>
貸付決定後、2 週間以内	<p>以下の書類を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。</p> <p>① <b>借用証書</b>（別記様式第 11 号） ※借用証書に<b>収入印紙</b>を貼付すること。</p> <p>② <b>振込口座届出書</b>（別記様式第 12 号）</p> <p>③ 借受者・保証人の<b>印鑑証明書</b></p>	

借用証書等提出後、1ヵ月以内		<b>就職支援金交付（一括）</b> 交付決定書を送付
準備金借受後、速やかに	「 <b>返還猶予申請書（別記様式第16号）</b> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		<b>返還猶予決定</b> 返還猶予決定通知書を送付

- 届出書及び就職支援金利用計画書の様式については、栃木県社会福祉協議会のホームページ (<http://www.tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html>) からダウンロードできます。
- 届出書及び就職支援金貸付利用計画書の提出については、福祉人材・研修センター窓口又は県内各ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口にご直接お越しください。
- 提出された申請書等に不備があった場合は、貸付決定や就職支援金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。

●返還猶予決定後～返還免除

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
毎年4月	「 <b>業務従事証明書（別記様式第10号）</b> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	<b>就業状況を確認</b>
2年間、引き続き介護等職員として従事後	「 <b>返還免除申請書（別記様式第19号）</b> 」を栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センターへ提出。	
		<b>返還免除決定</b> 返還免除決定通知書を送付 借用証書を返還

- 各種手続詳細については、貸付決定時にお送りする「介護分野就職支援金貸付の手引」をご覧ください。